

衆議院議員總選舉
最高裁判所裁判官國民審查

衆議院議員総選挙は日 最高裁判所裁判官国民審査 参議院議員補欠選挙 投票日11月20日

**投票日は
11月20日**

明倫彙編



(写真は本川越駅前の広告塔)

たがることにならぬ。したまことわざれで「五年」右にした調査官も義大いに任された裁判官を審査する最高裁判所裁判官は、民審査も行なわれます。衆議院、参議院は國の立憲府として最高裁判所は最高司法権をつかさどるいすれも大切な機関です。國の政治が立派に運営され裁判

最高裁判所にてその学識研究員の経験等、少くが生じたがるに該員の特久が考が十一月二十日(日)に行なわれることになりました。またこれにあわせて十年以上在任した裁判官や新たに任命された裁判官を審査する最高裁判所裁判官・門審査も行なわれます。衆議院、参議院は国の立法院として最高裁判所は最高司法権をつかさどるいざれも大切な機關です。國の政治が立派に運営され裁判が正しく行なわれ、よりよい安定した生活がおくれるかどうかががんどの機会でできるともいえます。よく人物をみきわめて立派な議員、正しい裁判官をおくりたいものと選舉審理委員会ではよびかけています。そのよびかけのなから特に注意したいことをいくつかひろつてみましょう

選挙権と被選挙権

○…選舉権は満二十才以上の日本人で三ヶ月以上引き続いて同一市町村の区域内に居住していることです。

○…被選舉権は衆議院議員は満十五才以上、参議院議員は満三十才以上の日本人です。

あなたは大丈夫か?

○…いくら被選舉権があつても名簿にのりづかないと投票することができません。ます議院人名簿に登録されているかどうか確かめました。

△△三十四年十二月三十日に確定した基本選舉人名簿

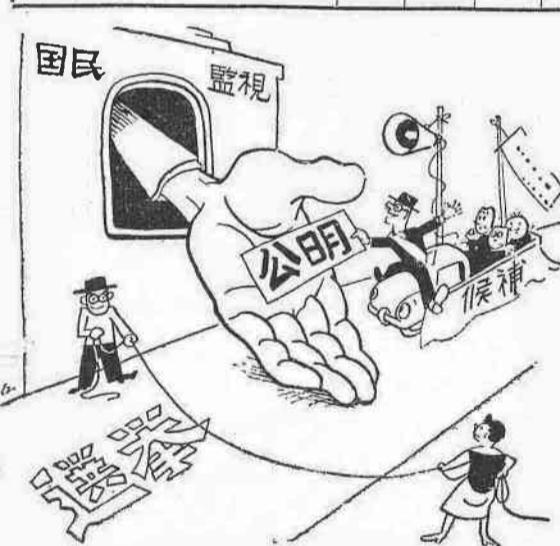
△△三十五年六月三十日に確定した補充選舉人名簿

△△それによると新らしく次の要領でつくる補充選舉人名簿

町名地番の整理に関する世論調査抜下さい

昭和三十五年六月
自治省

世論調査		1 道河川などと を基準して とき方をよ い	2 商店会 自治会 町内会 を基礎と しておき たよい	3 わから ない	計
	集計の一部				
N <small>O</small>	総 計	61%	16%	23%	100%
45	(都市の大まき)(都)	東京都	65	15	20
N <small>O</small>	五 大 市	58	16	26	100
46	そ の 他 の 都 市	61	17	22	100
N <small>O</small>	(地域)	京 湾	66	15	19
47	京 阪 神	59	17	24	100
	そ の 他	58	17	25	100
	(年)	20~29才	63	15	22
		30~39才	63	16	21
N <small>O</small>		40~49才	62	15	23
48	(令)	50~59才	64	15	21
		60~	52	20	28
		農 林 渔 業	55	12	33
	(販)	商 工 サ ー ビ ス 業	61	18	21
N <small>O</small>	自 営 者	そ の 他	72	12	16
49		管 理 販 売	69	18	13
	(被 働 者)	専 門 技 術	64	17	19
		勞 務 販	59	18	28
		無 販	54	18	28



不在者投票

○…もしも投票日にやむを得ない用事で投票所へ行くことのできない人は、その理由を証明してもらい、決められた期間内にきめられた場所で不在者投票ができます。

○：不在者投票の期間は、参議院補欠選挙については十月二十六日から十一月十九日まで、衆議院総選挙については十月三十一日から十一月十九日まで、裁判官国民審査については十一月十日から十一月十九日まで

○：不在者投票の場所は、演習管理委員会（市役所二階）（指定病院に入院中の人はその病院

○：不在者投票するには右の理に該当する旨の勤め先の長、あるいは医師等の証明書が必要です。

○：①しどとのために川越市より他市町村に出張中の人
②やむをえない用事や事故のために他の市町村に旅行や滞在中の人
③病氣（けが）、妊娠などで歩行にいちじるしく困難な人や、指定してある病院に入院中の人
④監獄もしくは少年院などに収容中である人（犯罪等について確定する前の人です）

印書きを用意してからお出向ください。

立会演

△參議院補欠選舉
十一月十五日(火)午後六時三十分から県立川越高等学校講堂
△衆議院總選舉
十一月十一日(金)午後六時三十分から高階小学校講堂
十一月十三日(日)午後一時か
・。お誘い合せ
宗演説会が次の
、政見等を比較

山県立川越女子高等学校講堂
十一月十八日(金)午後八時三十分から県立川越高等学校講堂
花火の打ち上げと鼓笛隊の行進
○…投票当日には花火が上がり、市内の中学校生徒の
自ら抜き通りを市内小中学生の
鼓笛隊が行進する予定です。

第一開票區
市役所

黑
行

四

第一開票区	県立高等学校	三久保町、上松江町、久保町、杉下町 多賀町、江戸町、高沢町、郭町 通町、仙波町 小仙波町、西小仙波町
第二	県立高等学校	中央小学校(新校舎) 中央小学校(旧校舎)
第三	初 雁 中 学 校	宮下町、喜多町、志多町、神明町、宮元町 宮原町、達磨町、橘町
第四	第二 女 子 高 校	新田町、松江町、鷺部屋町、猪鼻町 六軒町、魔町
第五	第三 泉 小 学 校	小室町、今成町、小ヶ谷町 駒田町(西武線を境に西北区域)野田町
第六	第四 大 東 支 所	豊田本、池辺、豊田新田 南大塚、大塚新田
第七	第五 大 東 西 小 学 校	大袋新田、大袋、山城、藤倉 増形
第八	第六 増 形 公 会 堂	上寺山、寺山、福田、山田、府川、石田 鯨井、上吉、吉田、鯨井新田
第九	第七 山 田 支 所	天沼新田、小堤、下庄谷、竹野
第十	第八 名 細 南 小 学 校	下小坂、平塚、平塚新田
第十一	第九 北 小 学 校	的場(的上)、安比新田、笠幡(大町)、芳地戸、山領
第十二	第十 磐 ケ 開 小 学 校	的場(的下)、的中、火工品)
第十三	第十一 的 场 中 組 出 荷 所	(的場(的下)、的中、火工品)
第十四	第十二 磐 ケ 開 延 命 寺	笠幡(新町、本町、鷲栄、西部、上野、倉ヶ谷戸)
第十五	第十三 中学校(工作室)	
第十六	第十四 中学校(北側校舎)	